

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 埋立て等の許可等（第6条～第17条）

第3章 雑則（第18条～第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和8年幸田町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（その他公共的団体）

第3条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第10条の規定により成立した地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第10条の規定により成立した地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (10) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染に関し必要な措置を講ずることができるものとして町長が認めるもの

（他の法令で定める事業）

第4条 条例第3条第2号に規定する規則で定める特定事業は、次に掲げる特定事業とする。

- (1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を要する特定事業
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4並びに第8

8条第1項及び第2項において準用する場合を除く。)の規定による確認又は同法第51条の規定による許可を要する特定事業

- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による許可を要する特定事業
- (4) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第21条第1項の規定による許可を要する特定事業
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による道路予定区域（同条第2項に規定する道路予定区域をいう。）における許可を要する特定事業
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による許可を要する特定事業
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う特定事業
（その他適用除外）

第5条 条例第3条第3号の規則で定める特定事業は、次に掲げる特定事業とする。

- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良に係る特定事業
- (2) 災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- (3) 運動場、資材置場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う特定事業
- (4) 施行前における地盤高の最も低い地点と施行後における地盤高の最も高い地点との高低差が30センチメートル以下の凹凸を解決するための特定事業
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づく許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために行う特定事業
- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積を行う特定事業
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う特定事業

第2章 埋立て等の許可等

（許可の申請）

第6条 条例第8条第1項の許可の申請をしようとする者は、次に掲げる書類の正本1部及び副本1部を添えて、幸田町特定事業許可申請書（様式第1号）の正本1部及び副本1部を町長に提出しなければならない。

- (1) 幸田町特定事業・一時堆積特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号）
- (2) 幸田町説明会実施報告書（様式第3号）
- (3) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図

- (4) 条例第8条第1項の許可の申請をする者（以下この号及び第7号において「申請者」という。）の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）
 - (5) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - (6) 所有者等承諾書（様式第4号）
 - (7) 申請者が他の者に特定事業の施行を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
 - (8) 幸田町における特定事業に用いる土砂等の搬入計画書（様式第5号）
 - (9) 幸田町における土砂等発生元証明書（様式第6号）
 - (10) 幸田町における土砂等の発生から処分までの経過を示した図（様式第7号）
 - (11) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図
 - (12) 事業区域の計画平面図及び計画断面図
 - (13) 特定事業に用いる土砂等の発生場所の位置図、現況平面図及び面積計算書
 - (14) 特定事業に用いる土砂等の予定容量計算書
 - (15) 特定事業に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面、現場写真又は試料ごとの幸田町土壌調査試料採取報告書（様式第8号）及び地質分析結果証明書（様式第9号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。）
 - (16) 法令等に基づく許可等を要するものである場合にあつては、特定事業が当該法令等に基づく許可等を受けたことを証する書類又は許可等の見込みのあることを示す書類
 - (17) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合にあつては、矢作川沿岸水質保全対策協議会に土地の開発行為に係る協議に関する回答書の写し
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 前項第15号の報告書及び証明書は、特定事業に用いる土砂等の発生場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可を受けた採取場である場合においては、幸田町土砂等売渡・譲渡証明書（様式第10号）をもって代えることができる。
- 3 第1項第15号の報告書及び証明書は、特定事業に用いる土砂等が国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である場合においては、省略することができる。
- 第7条 一時堆積特定事業に係る条例第8条第1項の許可の申請をしようとする者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる書類の正本1部及び副本1部を添えて、幸田町一時堆積特定事業許可申請書（様式第11号）の正本1部及び副本1部を町長に提出しなければならない。
- (1) 前条第1項第1号から第9号まで及び第15号から第18号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 特定事業に係る土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量
 - (3) 特定事業に係る土砂等の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造を確認することができるものに限る。）
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項第1号の書類（前条第1項第15号に掲げる書類に限る。）の添付について準用する。
- （許可の基準）

第8条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める有害物質は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号。第3項及び第21条第1項第4号において「環境基準」という。）別表の項目の欄に掲げる物質とする。

2 条例第10条第1項第1号の規則で定める基準のうち土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土に該当することとする。

3 条例第10条第1項第1号の規則で定める基準のうち有害物質による汚染の状態は、環境基準別表の項目の欄に掲げる物質ごとに同表の環境上の条件の欄に掲げる条件に適合することとする。

4 条例第10条第1項第2号の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

（許可等の通知）

第9条 町長は、条例第8条1項の許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは、幸田町特定事業・一時堆積特定事業許可書（様式第12号）により通知する。

2 町長は、前項の場合において、不許可の決定をしたときは、幸田町特定事業・一時堆積特定事業不許可決定通知書（様式第13号）により通知する。

（変更の許可の申請等）

第10条 条例第11条第1項の規則で定める事由は、第6条第1項各号に掲げる書類に係る事由とする。

2 条例第11条第1項の許可を受けようとする者は、前項に規定する書類で変更されるものの正本1部及び副本1部を添えて、幸田町特定事業・一時堆積特定事業変更許可申請書（様式第14号）の正本1部及び副本1部を町長に提出しなければならない。

（変更の許可等の通知）

第11条 町長は、条例第11条第1項の許可の申請があった場合において、許可の決定をしたときは、幸田町特定事業・一時堆積特定事業変更許可決定通知書（様式第15号）により通知する。

2 町長は、前項に規定する場合において不許可の決定をしたときは、幸田町特定事業・一時堆積特定事業変更不許可決定通知書（様式第16号）により通知する。

（軽微な変更）

第12条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 条例第8条第1項の許可を受けた者の氏名、住所又は電話番号（法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は電話番号）の変更

(2) 特定事業に係る土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

(3) 特定事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(4) 特定事業の施行に関する事業計画の変更（前2号に掲げる変更に伴うものに限る。）

(5) 施工管理者の変更又はその者の住所、氏名若しくは電話番号の変更

2 条例第11条第2項の規定による届出は、幸田町特定事業・一時堆積特定事業変更届出書（様式第17号）によるものとする。

3 前項の届出は、第1項各号に掲げる変更をした日の翌日から起算して14日以内に町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第13条 町長は、条例第12条の規定により許可を取り消し、又は特定事業の停止を命じるときは、幸田町特定事業・一時堆積特定事業許可取消(停止命令)通知書(様式第18号)により通知する。

(着手の届出)

第14条 条例第14条の規定による届出は、幸田町特定事業・一時堆積特定事業着手届出書(様式第19号)によるものとする。

2 前項の届出は、特定事業に着手する日の翌日から起算して7日前までに町長に届け出なければならない。

(標識)

第15条 条例第15条第1項の規則で定める標識は、幸田町における土砂等の特定事業に関する標識(様式第20号)とする。

(完了の届出)

第16条 条例第16条第1項の規定による届出は、幸田町特定事業・一時堆積特定事業完了届出書(様式第21号)によるものとする。

2 前項の届出は、特定事業が完了した日の翌日から起算して14日以内に町長に届け出なければならない。

(廃止、休止又は再開の届出)

第17条 条例第17条第1項又は第3項の規定による届出は、幸田町特定事業・一時堆積特定事業(廃止・休止・再開)届出書(様式第22号)によるものとする。

2 前項の届出は、特定事業の廃止、休止又は再開をした日の翌日から起算して14日以内に町長に届け出なければならない。

第3章 雑則

(地位の承継の届出)

第18条 条例第18条第2項の規定による届出は、幸田町特定事業・一時堆積特定事業地位承継届出書(様式第23号)によるものとする。

2 前項の届出は、事業を承継した日の翌日から起算して14日以内に町長に届け出なければならない。

(土砂等管理台帳)

第19条 条例第20条第1項の土砂等管理台帳は、幸田町土砂等管理台帳(様式第24号)によるものとする。

2 条例第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた特定事業ごとに幸田町土砂等管理台帳を記載しなければならない。

(土砂等の量等の報告)

第20条 条例第20条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から起算して1週間以内(特定事業の中止をしようとするとき(当該中

止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。)は当該中止をしようとする期間の開始の日の翌日から起算して1週間以内、特定事業を廃止し、又は完了したときは条例第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項の規定による届出の時)に、幸田町特定事業状況報告書(様式第25号)を(一時堆積特定事業である場合にあっては、幸田町一時堆積特定事業状況報告書(様式第26号)を)提出して行わなければならない。

(土壌の調査等)

第21条 条例第21条の規定による土壌の調査及び第6条第1項第15号に掲げる書類のために実施される土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 事業区域を900平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。
- (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ環境基準別表の項目の欄に掲げる物質ごとに行うこと。

2 前項の調査は、条例第21条の各期間経過後、町長の指定する職員の立会いの上、速やかに行わなければならない。

(報告等)

第22条 条例第22条第2項の規定による報告又は資料の提出は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条第1項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書

(身分証明書)

第23条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、町の任命権者が交付した身分証明書とする。

(公表の方法)

第24条 条例第29条の規定による公表は、幸田町公告式条例(昭和29年幸田町条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

生活環境の保全のために必要な措置に関する基準

<p>1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策</p>	<p>特定事業に伴い、粉じんが発生する場合については、散水、防じん剤の散布その他粉じんの発生を抑制するための措置を講ずること。</p>
<p>2 騒音及び振動の防止対策</p>	<p>騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第3項、振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第3項及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）第46条第1項に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
<p>3 交通安全対策</p>	<p>(1) 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 (2) 搬出入経路が通学路に当たるときは、教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬出入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 (3) 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等による汚損等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 (4) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>
<p>4 その他生活環境の保全対策</p>	<p>(1) 所有者等及び隣接地権者等の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。 (2) 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施行前及び施行後に調査等を行い、影響がある場合は、必要な措置を講ずること。</p>

幸田町特定事業許可申請書

年 月 日

（宛先）幸田町長

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業計画

特 定 事 業 の 目 的	埋立て整地 ・ 盛土 ・ 堆積	
特定事業完了後の土地利用目的		
事業区域の位置及び面積	位置	面積（実測）
		m ²
特 定 事 業 を 行 う 期 間	年 月 日 ～	年 月 日
特定事業に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
特定事業に用いる土砂等の数量		
特定事業の施行に関する計画		
事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
施 工 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備考

- 1 事業計画各欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、各資料を添付してください。
- 2 合算して1, 000 m²以上になる事業を申請するときは、事業区域の位置及び面積欄に既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載してください。
- 3 使用する土砂等が「改良土」「再生土」である場合は、愛知県が認可したものであることを確認することができる資料等の写しを添付してください。

様式第2号（第6条、第7条関係）

幸田町特定事業・一時堆積特定事業区域内土地使用同意書

年 月 日

様

所有者等 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

※住所、氏名、電話番号は本人の自書

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定を理解し、下記の実施について同意します。

記

1 特定事業の概要

種 類	埋立て整地 ・ 盛 土 ・ 堆 積 ・ 一時堆積特定事業		
事業者の住所		事業者の氏名	
事業区域の位置		事業区域の面積	m ²
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

備考 「種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 所有権等を有する土地

所在及び地番	地 目	面積(m ²)	権利の種類
			所有権・地上権 地役権・賃借権 その他 ()
			所有権・地上権 地役権・賃借権 その他 ()
			所有権・地上権 地役権・賃借権 その他 ()

備考 「権利の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

幸田町説明会実施報告書

年 月 日

（宛先）幸田町長

報告者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第13条に規定する説明会を下記のとおり開催したので報告します。

記

開 催 場 所	
開 催 日 時	年 月 日
説 明 内 容	
住 民 か ら の 要 望 事 項 等	
参 加 者 数	

備考

- 1 説明会を複数で開催した場合は、その説明会ごとに作成してください。
- 2 次の事項について具体的に記載した議事録を添付してください。
 - (1) 説明会で配布した説明資料
 - (2) 説明会で説明した内容、出席者の要望及び出席者の意見並びにそれらの回答等
- 3 参加者報告書（別紙）を添付してください。

所有者等承諾書

年 月 日

様

所有者等 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

※住所、氏名、電話番号は本人の自書

幸田町内における下記の特定事業について承諾します。

記

1 特定事業の概要

種 類	埋立て整地 ・ 盛 土 ・ 堆 積 ・ 一時堆積特定事業		
事業者の住所			
事業者名			
事業区域の位置		事業区域の面積	m ²
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		

備考 「種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 所有権等を有する土地

所 在	地 番	地 目	面積(m ²)	権利の種類
				所有権・地上権・ 地役権・賃借権 その他（ ）
				所有権・地上権・ 地役権・賃借権 その他（ ）
				所有権・地上権・ 地役権・賃借権 その他（ ）

備考 「権利の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

様式第5号（第6条、第7条関係）

幸田町における特定事業に用いる土砂等の搬入計画書

発 生 元 事 業 者 名	搬 入 計 画					
	発 生 場 所	予 定 量 (m ³)	最 大 日 量 (m ³)	搬 入 期 間	搬 入 時 間	搬 入 土 砂 等 の 区 分
				～	～	
				～	～	
				～	～	
				～	～	
				～	～	
合 計						

備考

- 1 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載してください。
- 2 搬入経路図を添付してください。

様式第6号（第6条、第7条関係）

幸田町における土砂等発生元証明書

年 月 日

(宛先) 幸田町長

土砂等の発生者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の許可を受けようとする特定事業に用いる土砂等は、下記の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

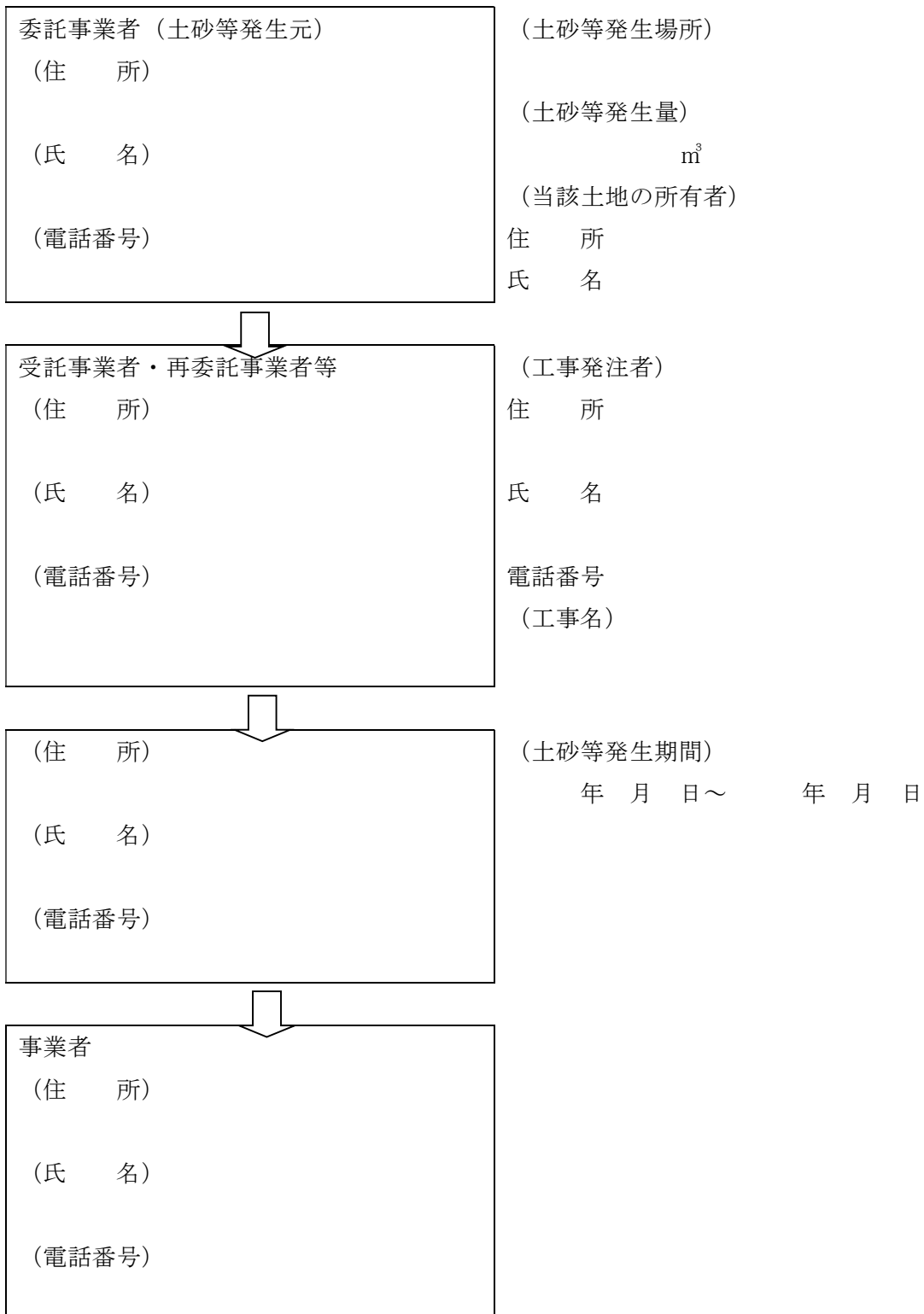
記

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載してください。

様式第7号（第6条関係）

幸田町における土砂等の発生から処分までの経過を示した図



様式第8号（第6条、第7条、第22条関係）

幸田町土壌調査試料採取報告書

年 月 日

（宛先）幸田町長

報告者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第1項第15号又は第22条に規定する土壌の調査の試料を下記のとおり採取したので報告します。

記

検体番号	
採取者	
採取年月日	年 月 日
採取場所	
採取日の天候	
採取深度	

備考 検体番号の欄には、この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。

様式第9号（第6条、第7条、第22条関係）

地質分析結果証明書

年 月 日
様

分析機関名
代 表 者
所 在 地
電 話 番 号
環 境 計 量 士

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

（検体番号 ）

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.003	日本産業規格 K0102 55
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く。)
有機りん	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1、日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2)
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2
ひ素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3、昭和49環告第64号付表3
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
クロロエチレン（別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー）	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表

1、2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1、1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1、2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体 日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2 トランス体 日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
1、1、1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1、1、2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1、3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1、第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1、第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1、34.4、34.1.1c、昭和46環告第59号付表7	
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
1、4-ジオキサ	mg/l		0.05	昭和46年環告第59号付表8	
農用地 (田に限る。)	ひ素 mg/kg		15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	含有試験

	銅	mg/kg		125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条		
検体の性状		形状		色		におい	
備考							

備考

- 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月環境庁告示第59号)をいう。
- 2 「昭和49環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)をいう。
- 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月環境庁告示第10号)をいう。

様式第10号（第6条、第7条関係）

幸田町土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

様

土砂等売渡・譲渡者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

あなたが幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく事業区域に搬入する土砂等については、採石法又は砂利採取法の認可を受けている下記の採取場から採取された土砂等
を売り渡し、又は譲渡したものであることを証明します。

記

認可採取場の位置	
採取計画の認可番号	
認可期間	年 月 日～ 年 月 日
認可採取量	m ³
事業区域の位置	
売渡又は譲渡の土量	m ³
売渡又は譲渡の期間	

(宛先) 幸田町長

申請者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業計画

特定事業場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 m^2 うち特定事業区域の面積 m^2
特定事業に供する施設の設置計画及び位置		
特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量 m^3 年間の搬出予定量 m^3	
特定事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造		
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置		
施 工 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

備考 事業計画各欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、各資料を添付してください。

第 号
年 月 日

様

幸田町長



幸田町特定事業・一時堆積特定事業許可書

年 月 日付で申請のありました特定事業（一時堆積特定事業）については、
下記のとおり許可します。

記

申請した 特定事業		
許可番号	第 号	
事業区域	位置	
	面積	m ²
許可の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
許可条件		

第 号
年 月 日

様

幸田町長



幸田町特定事業・一時堆積特定事業不許可決定通知書

年 月 日付けで申請のありました特定事業（一時堆積特定事業）については、
下記のとおり不許可とします。

記

申請した 特定事業		
事業区域	位置	
	面積	m ²
不許可の理由		

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、幸田町長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、幸田町を被告として（幸田町長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第10条関係）

幸田町特定事業・一時堆積特定事業変更許可申請書

年 月 日

（宛先）幸田町長

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日	第 号
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

様式第15号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

幸田町長



幸田町特定事業・一時堆積特定事業変更許可決定通知書

年 月 日付けで変更許可申請のありました特定事業（一時堆積特定事業）については、幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項の規定により許可します。

第 号
年 月 日

様

幸田町長



幸田町特定事業・一時堆積特定事業変更不許可決定通知書

年 月 日付けで変更許可申請のありました特定事業（一時堆積特定事業）については、下記のとおり不許可とします。

記

不許可の理由	
--------	--

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、幸田町長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、幸田町を被告として（幸田町長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17号（第12条関係）

幸田町特定事業・一時堆積特定事業変更届出書

年 月 日

（宛先）幸田町長

届出者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の許可を受けた事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日	第 号
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

備考

- 1 許可を受けた者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付してください。
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

幸田町長



幸田町特定事業・一時堆積特定事業許可取消（停止命令）通知書

年 月 日付け 第 号で許可した特定事業（一時堆積特定事業）
について、幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により下記のとおり
許可を取り消します（事業の停止を命じます）。

記

取消（停止）理由	
停止の期間 ※事業停止の場合に限る。	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、幸田町長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、幸田町を被告として（幸田町長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第19号（第14条関係）

幸田町特定事業・一時堆積特定事業着手届出書

年 月 日

（宛先）幸田町長

届出者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日

備考 事業開始前の現場写真を添付してください。

様式第20号（第15条関係）

幸田町における土砂等の特定事業に関する標識	
許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
特定事業の目的	
特定事業を行う位置	
特定事業を行う者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
特定事業を行う期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業区域の面積	m ²
特定事業に用いる土砂等の発生場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ³
施 工 管 理 者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

備考 寸法は、縦70センチメートル、横100センチメートル以上とする。

様式第 2 1 号（第 1 6 条関係）

幸田町特定事業・一時堆積特定事業完了届出書

年 月 日

（宛先）幸田町長

届出者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 ^{しゅん} 竣工図面（平面図及び断面図）及び現場写真を添付してください。

様式第22号（第17条関係）

幸田町特定事業・一時堆積特定事業（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

（宛先）幸田町長

届出者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第17条第1項又は第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日及び許可番号	年 月 日	第 号	
届 出 事 項	廃止	休止	再開
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計画期間	年 月 日 ~	年 月 日
	廃止年月日	年 月 日	
	休止期間	年 月 日 ~	年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日		

備考

- 1 土砂等の特定事業又は一時堆積特定事業を廃止した場合には、廃止後の事業区域の構造に関する図面及び現場写真を添付してください。
- 2 土砂等の特定事業又は一時堆積特定事業を休止した場合には、事業区域外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面及び現場写真を添付してください。

様式第23号（第18条関係）

幸田町特定事業・一時堆積特定事業地位承継届出書

年 月 日

（宛先）幸田町長

届出者（承継者）住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第18条第2項の規定に基づき、許可を受けた者の地位を承継したので、下記のとおり届け出ます。

記

許可を受けた年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
承継前の許可を受けた者	住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
承 継 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 承継の事実を証する書類を添付してください。
- 2 以下に該当する場合、承継は認められません。
 - (1) この条例に基づく許可の取消しを受けた日から3年が経過していないとき。
 - (2) 幸田町暴力団排除条例（平成23年幸田町条例第13号）第2条第1項に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するとき。

様式第24号（第19条関係）

幸田町土砂等管理台帳

特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称： _____

事業区域の位置： _____

面 積： _____ m²

記録者氏名： _____

番 号	搬入日時	搬 入 車 両 登 録 番 号	搬入業者の 名 称	搬 入 車 両 の 運 転 者 氏 名	土砂等の (搬入) 数量(m ³)	土砂等の 積 込 み 場 所

作業の内容
その他特定事業の作業に必要な事項

幸田町特定事業状況報告書

年 月 日

(宛先) 幸田町長

報告者 住 所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について、幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 20 条第 2 項の規定により、特定事業の状況を下記のとおり報告します。

記

特定事業区域の面積		m ² (うち今回の報告に係る実施済面積		m ²)	
		(実施済量		m ³)	
特定事業に使用される土砂等の量		m ³ (うち今回の報告に係る実施済量		m ³)	
		(実施済量		m ³)	
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~		年 月 日		
発 生 場 所	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
合 計					

幸田町一時堆積特定事業状況報告書

年 月 日

(宛先) 幸田町長

報告者 住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた一時堆積特定事業について、幸田町土砂等の埋立て等の規制に関する条例第20条第2項の規定により、事業の状況を下記のとおり報告します。

記

発生場所 又は搬出場所	前回までの 処分残量 m ³	月 日 ~ 月 日		堆積 残量 m ³	備考
		搬入量 m ³	搬出量 m ³		
合 計					